

(一財) 札幌陸上競技協会

陸上競技指導者派遣事業

1. 目的

陸上競技の初心者やより専門的な指導を求める団体・個人に対して、本協会から指導者を派遣し、陸上競技の振興を図ることを目的とする。

2. 事業の内容

(1) 事業の主体

総務委員会が担当する。

(2) 指導内容

陸上競技の初歩的な指導及びより専門的な指導、助言を行う。

(3) 指導者

本協会会員による (一財) 札幌陸上競技協会指導者協議会 (以下 指導者協議会) を組織する。

(4) 指導経費

謝金、交通費及び事務経費は依頼者(団体・個人)が負担する。中学等から外部コーチの要請は規定内での金額とする。

具体的な金額等は協会として協議して規定を作成する。

(5) 派遣の具体的業務

指導者協議会が担当する。

3. その他

(1) 事業に当たっては、普及委員会・強化委員会との連携を図る。

(2) 2.(4) 指導経費以外の経費(指導者のスポーツ安全保険への加入等)については、総務委員会所管とし事業費から負担する。

(3) 現在のトレーナー活動については、指導者協議会に「トレーナー活動部門」を設け、業務を継続する。